

専決処分書

令和6年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第3号)

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和6年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
別記のとおり

令和7年3月31日

伊丹市長 藤原 保 幸

令和 6 年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 3 号)

令和 6 年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 7 , 1 2 0 千
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 6 9 9 ,
8 2 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,892,913	107,120	3,000,033
	1 後期高齢者医療保険料	2,892,913	107,120	3,000,033
歳入合計		3,592,703	107,120	3,699,823

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,477,663	107,120	3,584,783
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,477,663	107,120	3,584,783
歳 出 合 計		3,592,703	107,120	3,699,823

2 歳 出

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 後期高齢者医療広域連合納付金			3,477,663	107,120	3,584,783	－	－	107,120
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		3,477,663	107,120	3,584,783	－	－	107,120
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,477,663	107,120	3,584,783	－	－	後期高齢者医療保険料 107,120
歳出合計			3,592,703	107,120	3,699,823	－	－	107,120

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
－			
－			
－	18 負担金補助及び交付金	107,120	(18 負担金補助及び交付金 保険料納付金 107,120)
－			